

Ⅱ 建設業界における 働き方改革への取り組み

建設業界における働き方改革のとりくみ(令和5年度)

国民の命と暮らし
を守り抜く

未曾有の危機を
克服する

新しい資本主義を加速

実現のために

「基本的な考え方」

<3本柱>

- I 国民の安全・安心の確保
- II 経済社会活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大
- III 豊かで活力ある地方創りと分散型の国づくり

※国土交通省の
「令和5年度予算
概要」より

「公共事業の適確な推進」

- 社会資本整備は未来への投資
- 公共事業の効率的かつ円滑な実施、順調な執行

新・担い手3法を踏まえ、

- 施工時期等の平準化や適正価格・工期での契約
- 必要な変更契約等による適切な価格転嫁
- 国庫債務負担行為の積極的な活用
- 地域企業の活用に配慮した適正規模での発注
- 新技術の導入やi-Constructionの推進
- 建設キャリアアップシステムの普及
- 技能者の賃金引き上げ
- 週休2日の実現
- 外国人技能労働者の受入・育成
- 防災体制等の拡充・強化

働き方改革・担い手確保を実現するための北陸地整における取組

- 建設業の働き方改革・担い手確保を実現するため、北陸地方整備局において各種モデル工事（総合評価や成績評定での加減点）などの取組を実施。
- 中長期的な建設業の担い手を確保し、地域の安全・安心や経済を支える。

給与

□ 公共工事設計労務単価の改訂

- 令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価は、前回改定と比較し全職種で全国平均で5.2%の増
- 北陸3県（新潟県、富山県、石川県）においては平均で5.55%の増
- さらに令和5年度は、月単位での週休2日工事で実際に要した費用を調査し、新たな補正措置を立案できないか検討
- 施工合理化調査などの調査を通じて、標準歩掛等の改定を切れ目なく実施

□ CCUS義務化モデル工事等★

- 新たに、一般土木（WTO対象工事等）において、CCUS活用の目標の達成状況に応じて成績評定を加減点するモデル工事を発注。

<R4年度の発注実績>

- ✓ 義務化モデル工事：5件
- ✓ 活用推奨モデル工事：3件※
※ 1件が一般土木B
2件が一般土木C

休暇

□ 週休2日対象工事

- 週休2日の確保状況に応じて、労務費等を補正するとともに、成績評定を加減点する「週休2日対象工事」を、原則全ての工事を対象に発注者指定型で発注。
- R4年度からは完全週休2日モデル工事を試行するとともに、発注者協議会を通じて、毎月第2週・第4週の土日＋1週の土日の統一現場閉所の取組を推進。
- R5年度からはさらに、土日に関わらず週休2日を1回加えることとし、国・自治体・N E X C Oなどの発注機関が連携して取り組む。

□ 適正な工期設定指針

- 適正な工期を設定するための具体的・定量的な指針をR5.3に策定・公表。
- <主な内容>
- ✓ 天候等による作業不能日や猛暑日等を適正に工期に見込む

希望

□ インフラ分野のDX

- インフラ分野のDXを推進し、進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革。
- 具体には、遠隔臨場の活用、AIを活用した熟練技能の継承などを推進。

□ i-Constructionの推進★

- 建設現場の生産性を向上するため、必要経費の計上とともに総合評価や成績評定を加減点する「ICT施工」を発注。
- その他、BIM/CIM活用、規格の標準化（プレキャストの活用）、施工時期の平準化、新技術の活用などを推進。

□ 誇り・魅力・やりがいの醸成

- R5年度からのBIM/CIM原則適用により、事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図る。
- R5年度に北陸インフラDX人材育成セクターを開所し、自治体を含む発注者及び受注者におけるインフラDX推進を担う人材を育成。

★成績評定を加減点する義務化モデル工事及び加点する活用推奨モデル工事を実施

◇令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価は、前回改定と比較し全国平均で5.2%の増
北陸3県(新潟県、富山県、石川県)においては平均で5.55%の増

[全国全職種単純平均 27,335円(対前年度比 +5.2%増 1,343円増)]

北陸3県(全職種単純平均)

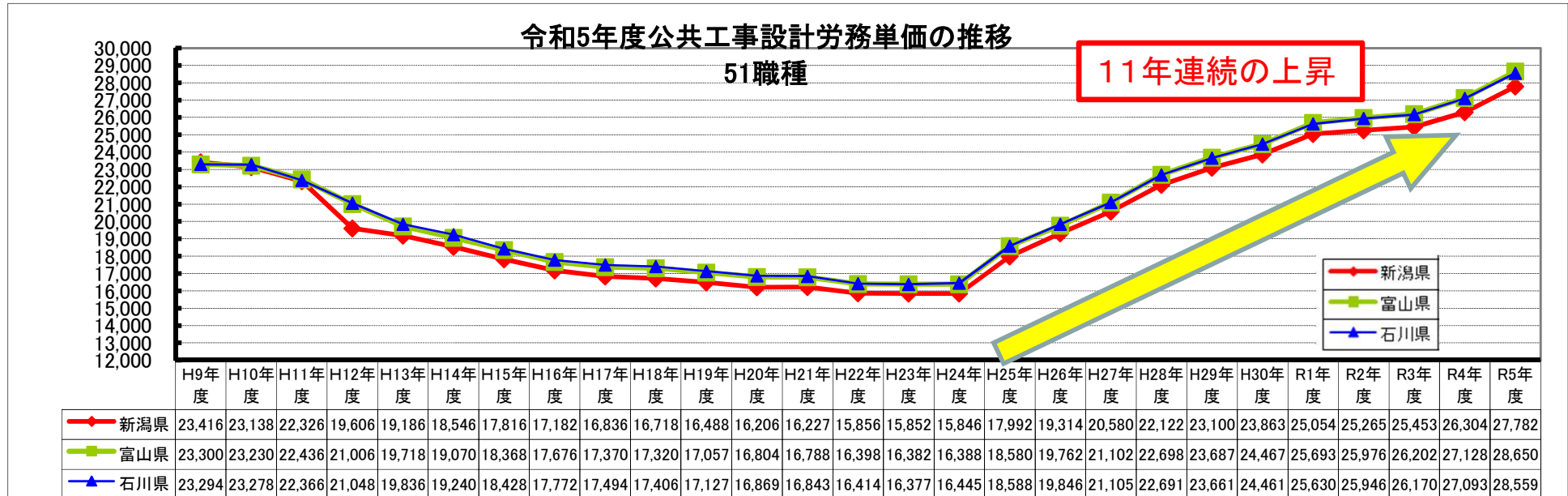
新潟県 27,782円(対前年度比 +5.6%増 1,478円増)

富山県 28,650円(対前年度比 +5.6%増 1,522円増)

石川県 28,559円(対前年度比 +5.4%増 1,466円増)

[3県平均 28,330円(対前年度比 +5.55%増 1,488円増)]

※北陸地方整備局計算値



※平成23年度から「屋根ふき工」を除く ※平成27年度は「屋根ふき工、石工、ブロック工、さく岩工、タイル工、建具工、建築ブロック工」を除く
 ※平成29年度から「石工(富山県、石川県)」、「山林砂防工(新潟県)」、「ブロック工、屋根ふき工、タイル工、建築ブロック工」を除く
 ※令和2年度から「石工(富山県、石川県)、ブロック工(富山県、石川県)、タイル工(富山県、石川県)、山林砂防工(新潟県)、屋根ふき工、建築ブロック工」を除く
 ※令和3年度から「石工(富山県、石川県)、ブロック工(富山県、石川県)、タイル工(富山県、石川県)、屋根ふき工、建築ブロック工」を除く

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 概要

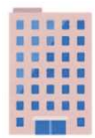
【適用対象・概要】

- 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値（大企業3%、中小企業等1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。
- 令和4年4月1日以降に契約を締結する総合評価落札方式による全ての調達

【加点措置概要】

- ① 加点を希望する入札参加者は、従業員に対して賃上げを表明した「表明書」を提出。
- ② 加点割合は5%以上
- ③ 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認。
- ④ 未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点

【当該年度】



発注者

総合評価落札方式（〇〇工事）

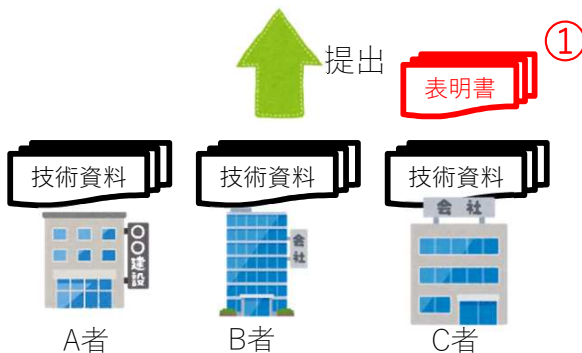
	従来の加算点	賃上げ加算点	合計	
A者	38	0	38	
B者	37	0	37	
C者	38	3	41	落札者

従来の加算点は今までどおり整理し、その後賃上げ加算点を加算する。

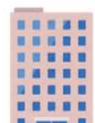
【施工能力評価型II型の例（従来の加算点40点）】

加算点の合計の5%以上となるよう賃上げ加算点を設定
 ⇒ 5%以上とするためには、 $3点(3点 / (40点 + 3点)) = 6.98\%$ が必要。
 ⇒ $2点(2点 / (40点 + 2点)) = 4.76\%$ となりNG

※工事毎に評価項目（従来の加算点）が異なるため、適宜、設定すること。
 (例)
 施工能力評価型II型（ICT対象外など）
 従来の加算点38点+賃上げ加算点2点* 合計40点(2点/40点=5%≒5%)



【翌年度】



発注者



- ✓ 賃上げの基準に達していない場合、財務省へ報告
- ✓ 財務省から全国へ情報共有

達成状況確認



③
提出

総合評価落札方式（△△工事）

	従来の加算点	賃上げ加算点	合計	
A者	38	0	38	落札者
B者	37	0	37	
C者	38	-4	34	

<未達成の場合>

1年間、当該入札の加算点より大きな割合の減点

【施工能力評価型I型の例（従来の加算点40点）】
 賃上げ加算点=3点(3点/40点+3点)が必要。

加算点より大きな減点 ⇒ 4点減点

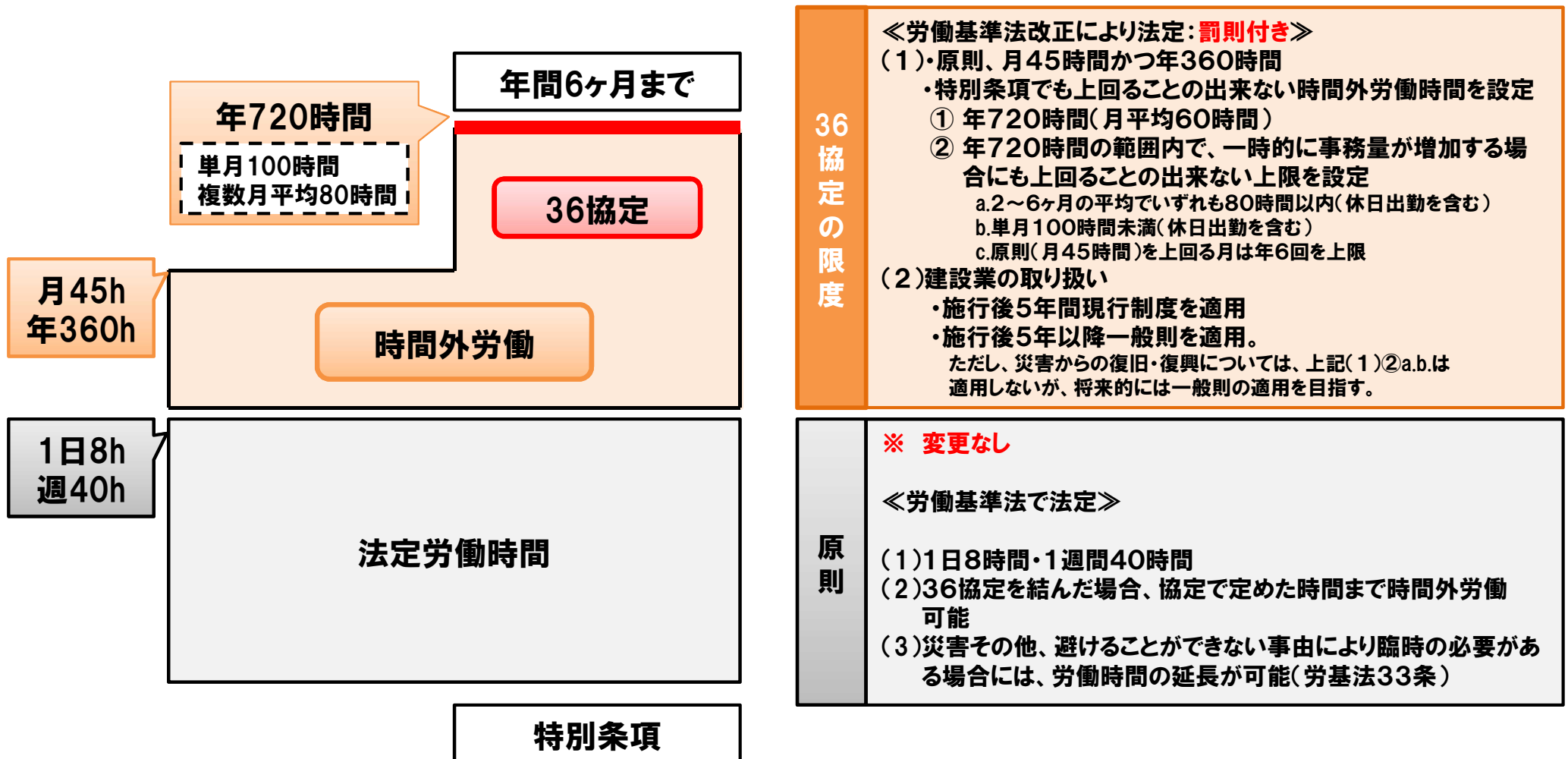
※当該入札の加算点より大きな割合で減点



改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

※ 罰則:6か月以下の懲役または30万円以下の罰金

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業においても、施行から5年後[令和6年(2024年)]に罰則付きの時間外労働規制が適用



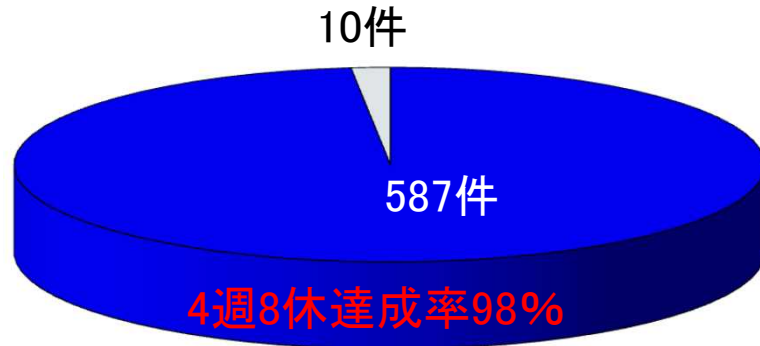
「週休2日に取り組む工事」達成状況(R3,R4年度)

- R3年度に週休2日に取り組む工事は683件。うち「完成」は597件。
 そのうち「4週8休以上」が587件、「4週8休未滿」が10件となっている。(4週8休達成率98%)
 「4週8休以上」を達成した569件※1のうち、毎週土日閉所した工事は265件。
- R4年度に週休2日に取り組む工事は566件。うち「完成」は76件、施工中・集計中が490件。
 完成工事のうち「4週8休以上」が75件、「4週8休未滿」が1件となっている。(4週8休達成率99%)
 「4週8休以上」を達成した75件のうち、毎週土日閉所した工事は41件。

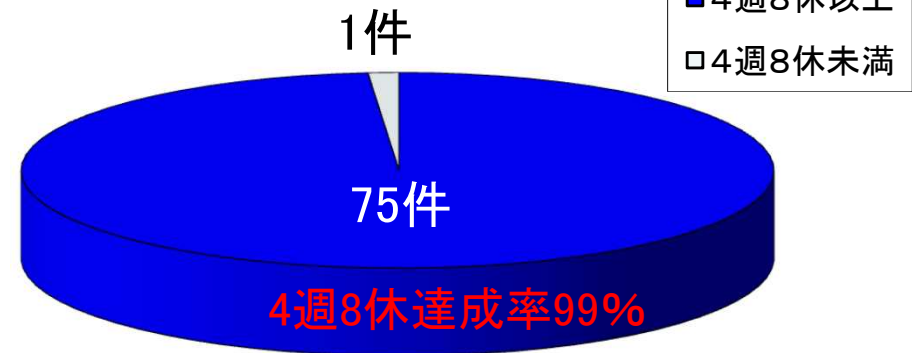
※1 587件のうち、毎週土日閉所の達成状況について回答があったものが569件。

■原則すべての直轄工事を発注者指定方式にて発注している。(災害等の臨時に係るものを除く)

■4週8休達成状況(R5.3末時点)



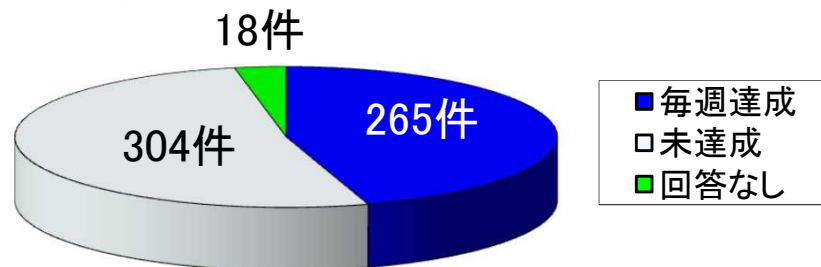
R3年度工事※2



R4年度工事*2

※2 対象は当該年度に公告し、完成した工事

■毎週土日現場閉所状況(R5.3末時点)



R3年度工事

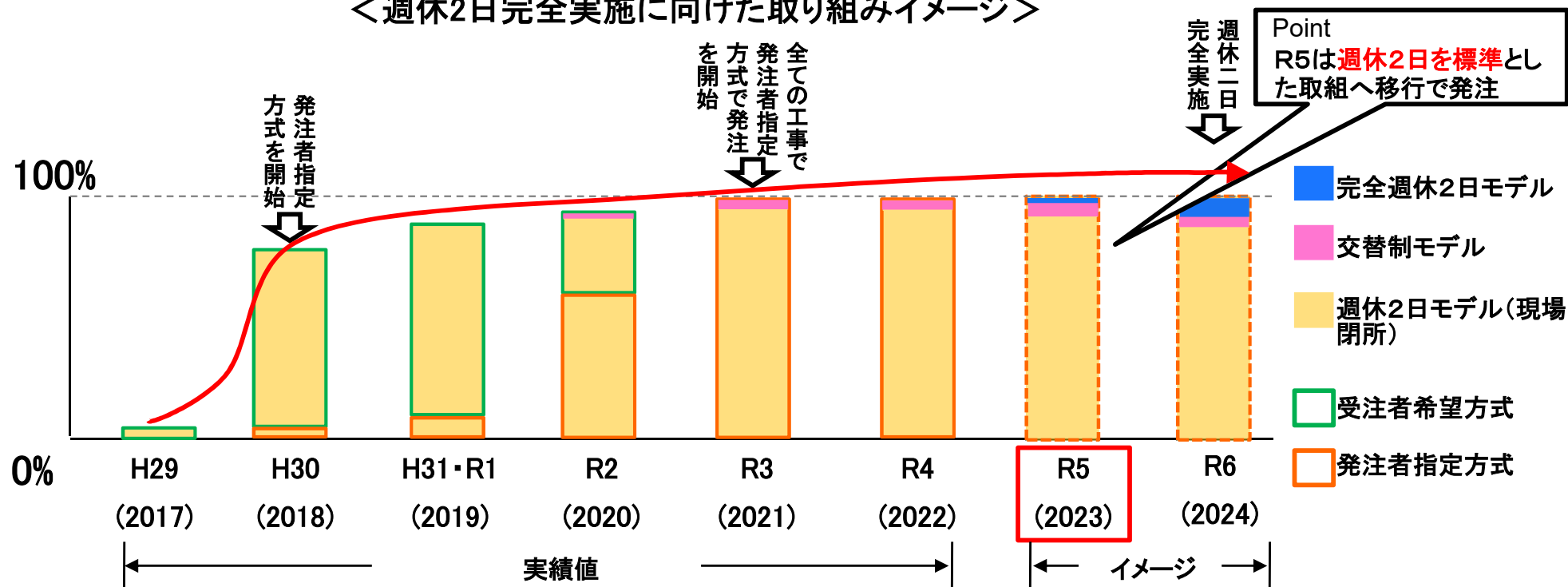


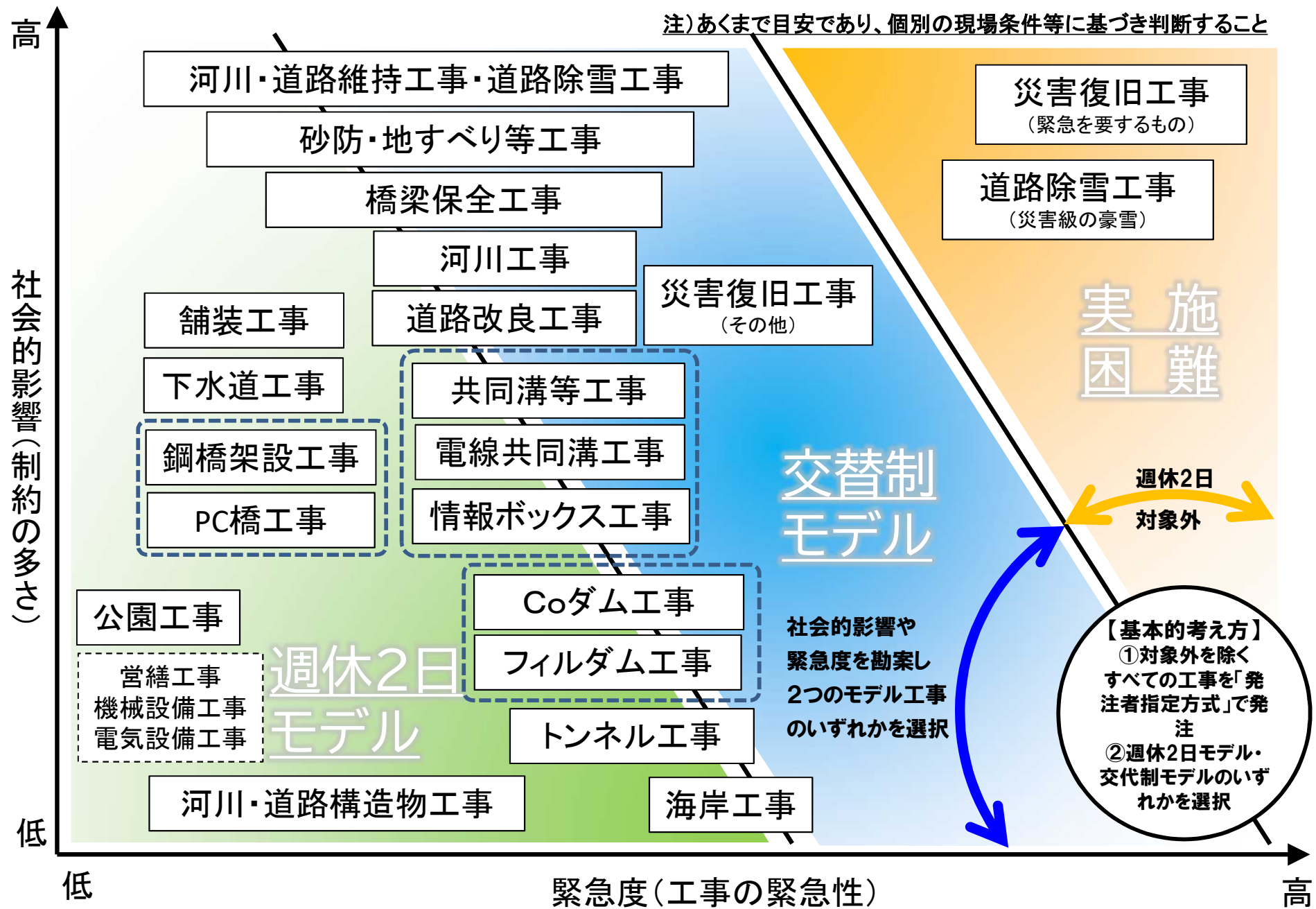
R4年度工事

- 週休2日対象工事は原則すべての直轄工事を発注者指定方式にて発注、当初から経費補正による計上、工事工程表・条件明示チェックリストを入札公告時に開示【継続】
- 令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指すことから、**施工計画書に法定休日・所定休日を記載**したうえで、発注者による月1回程度を目安に現場閉所（交替制モデル工事の場合はは休日率）の達成状況を確認【**拡大**】
- 週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組む【継続】
- 週休2日を標準とした工事成績評定として、**加点項目から削除及び遵守項目に追加**【**変更**】
- **猛暑日(WBGT値31以上の時間から日数を算定)を考慮した雨休率を設定**するとともに、官工程で見込んでいる以上に作業不能日が確認された場合には、適切に**工期延期及び延期日数に応じた費用を精算**【**新規**】
- **完全週休2日モデル工事**を一部工事で試行【継続】

■ 週休2日対象工事の拡大の方向性

＜週休2日完全実施に向けた取組みイメージ＞





週休2日工事及び交替制工事の間接工事費の補正(令和5年度) R5継続 休暇

- H29年度より現場閉所の状況に応じた週休2日工事の経費補正を実施中。実態調査の結果を踏まえ、R5年度も補正係数を継続
- R1年度より試行を開始した交替制による休日確保を推進するモデル工事の補正係数をR5年度も継続

週休2日モデル工事の補正係数

発注方式	発注者指定方式
現場閉所の達成状況	4週8休以上
労務費	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費	1.04
現場管理費	1.06

・4週8休に満たないものは、各経費を補正しない

週休2日交替制モデル工事の試行

発注方式	発注者指定方式
現場閉所の達成状況	4週8休以上
労務費	1.05
現場管理費	1.03

・4週8休に満たないものは、各経費を補正しない

週休2日モデル工事における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04
	撤去	1.05

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
防護柵設置工(落石防護柵)		1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01

※ただし、交替制モデル工事は適用外。

北陸ブロック発注者協議会における統一的な現場閉所「第5弾」の取組み

- 令和5年度も、年間を通じての取組みを実施。
- 毎月の第2週、第4週、+1週の土日+土日に関わらず週休2日を月1回※を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施。

※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。

※ 「+1週」「+土日に関わらず週休2日を月1回」は、工事ごとに任意で選択。

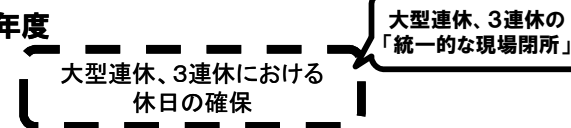
第2週、第4週、+1週(第1週)の土日+土日に関わらず週休2日を月1回(第3週の日曜日・月曜日)を「統一的な現場閉所」とした場合

例:令和5年6月

6 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

月4回の
「統一的な現場閉所」

令和元年度



令和2、3年度

月2回の
「統一的な現場閉所」

令和4年度

月3回の
「統一的な現場閉所」

令和5年度

月4回の
「統一的な現場閉所」

令和6年度

時間外労働規制適用

4週8休の確保

令和5年度 統一的な現場閉所チラシ(案)

R5継続

既発注工事への周知を含め、令和4年度当初より各機関へ配布

北陸建設業界の担い手確保に向け 民間工事の施主の皆さんへ 建設現場の「土日閉所」を推進します (統一的な現場閉所「第6弾」)

※ 第1弾:2019GW期間(4/27(土)~5/6(月))の10連休に実施 ※ 第3、4弾:令和2年度、令和3年度(年間を通じて月2回)に実施
※ 第2弾:令和元年度(9月~10月~11月 4回の「3連休」)に実施 ※ 第5弾:令和4年度(年間を通じて月3回)に実施

- 管内(新潟県、富山県、石川県)の各発注機関が連携して行う統一的な現場閉所「第6弾」の取り組み。(各発注機関から施工業者へ提案)。
- 各発注機関が協働して行い、施工業者の働き方改革を後押し。
- 北陸ブロック発注者協議会の各発注機関が連携・協働により、工事内容、施工場所に関わらず、統一的な取り組みとして実施。

- 令和5年度も、年間を通じての取り組みを実施。
 - 毎月の第2週、第4週、+1週の土日、+ 土日に関わらず週休2日を月1回※を「現場閉所の統一日」に設定。
- ※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。
※ 「+1週」「+ 土日」に関わらず週休2日を月1回※は、工事ごとに任意で選択。

第2週、第4週、+1週(第1週)の土日、+ 土日に関わらず週休2日を月1回(第3週の日曜日・月曜日)を「統一的な現場閉所」とした場合

例:令和5年6月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

月4回の「統一的な現場閉所」

発注機関が連携し実施

建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制が適用。令和6年度以降の「4週8休の確保」に向けた週休2日推進に向け、北陸ブロック発注者協議会が連携して取り組みを実施。

令和5年度 週休2日モデルカレンダー

- 令和5年度は、年間を通じての取り組みを実施。
 - 毎月の第2週、第4週、+1週の土日、+ 土日に関わらず週休2日を月1回※を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施。
- ※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。
※ 「+1週」「+ 土日」に関わらず週休2日を月1回※は、工事ごとに任意で選択。

2023年(令和5年)							2024年(令和6年)																							
4月							5月							6月							7月									
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
						1	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	7	8	9	10	11	12	7	8	9	10	11	12	7	8	9	10	11	12
14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	14	15	16	17	18	19	14	15	16	17	18	19	14	15	16	17	18	19
21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	21	22	23	24	25	26	21	22	23	24	25	26	21	22	23	24	25	26
28	29	30	31				28	29	30	31			28	29	30	31			28	29	30	31			28	29	30	31		
8月							9月							10月							11月									
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6						
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	8	9	10	11	12	13	8	9	10	11	12	13						
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	15	16	17	18	19	20	15	16	17	18	19	20						
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	22	23	24	25	26	27	22	23	24	25	26	27						
29	30	31					29	30	31				29	30	31				29	30	31									
12月							1月							2月							3月									
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
						1	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6						
7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	7	8	9	10	11	12	7	8	9	10	11	12						
14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	14	15	16	17	18	19	14	15	16	17	18	19						
21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	21	22	23	24	25	26	21	22	23	24	25	26						
28	29	30	31				28	29	30	31			28	29	30	31			28	29	30	31								

- ◆ 統一的な現場閉所は下図の「一般的な工事」を対象。
- ◆ 現場条件、工事内容等から現場閉所の実施が困難な工事についても技術者の交替や平日閉所など「交替制モデル工事」の採用を検討。

対象	工事	月	火	水	木	金	土	日
		閉所	閉所	閉所	閉所	閉所	閉所	閉所
一般的な工事	工事							
	技術者						休	休
	交替制						休	休
トンネル工事等(交替制)	工事							
	技術者A						休	休
	技術者B						休	休
維持工事等(交替制)	工事							
	技術者A						休	休
	技術者B	休						休
現場制約のある工事等	工事						閉所	閉所
	技術者						休	休
	交替制						休	休

官民一体となり建設産業の「働き方改革」「週休2日」を推進しましょう

庁舎にチラシ・ポスターを掲示し、民間工事への周知を図る

表面

裏面



令和2年3月23日決定

建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための**建設キャリアアップシステム**について、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

I 建退共のCCUS活用への完全移行

建設技能者の**将来の保障とコンプライアンス問題解決のため**、建退共におけるCCUS活用を**官民一体**となって推進

- 令和2年度は、本格実施に向けた運用**通知・要領等改正**、活用呼びかけ
- 令和3年度から、**CCUS活用本格実施**
 - > 公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等**履行強化**
 - > 民間工事では、業界において、掛金納付・**充当の徹底を促進**
- 令和5年度からは、民間工事も含め、**CCUS活用へ完全移行**
- 経営事項審査での**掛金充当状況の確認方法の見直し**

II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

令和2年10月からの**作業員名簿の作成等の義務化**に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においても**CCUS活用を原則化**

III 国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事等での活用

- 令和2年度は、**国直轄**の一般土木工事(WTO対象工事)において、
 - > **CCUS義務化**モデル工事（発注者指定・目標の達成状況に応じて**工事成績評定にて加点/減点**）を試行
 - > **CCUS活用推奨**モデル工事（**受注者希望**・目標の達成状況に応じて同評定にて**加点**）を試行
- このほか、地元業界の理解を踏まえ、**Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行**を検討
- 地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に**積極的な取組を要請**するとともに、**入契法に基づく措置状況の公表、要請等**のフォローアップ
- 上記取組と併せ、**業界は加入促進**に積極的に取り組む
- 令和3年度以降、段階的に**CCUS活用工事の対象を拡大**し、Iと連動して**公共工事等での活用を原則化**

建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

- 専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の**賃金目安を設定**し、下請による**職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映**と元請による**見積り尊重**を促進・徹底
- CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始

更なる利便性・生産性向上

- CCUSの情報セキュリティ強化と**人材引き抜き防止策**
- **発注者によるCCUS閲覧等**による事務効率化、書類削減
- CCUSと連携した**施工実態の把握・分析**による労働生産性向上の研究
- CCUSによる**勤怠・労務管理機能強化**や**顔認証入退場への活用促進**
- 令和4~5年度までにCCUS登録と**安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化**（マイナポータルとの連携）

以上の取組を推進・進化するために、**国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁**に対し、直ちに「**業界共通の制度インフラ**」である**CCUS活用を要請**。**フォローアップ体制**を立上げ

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験が客観的に評価され、技能者の適切な処遇につなげる**仕組み
- これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける**建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進**

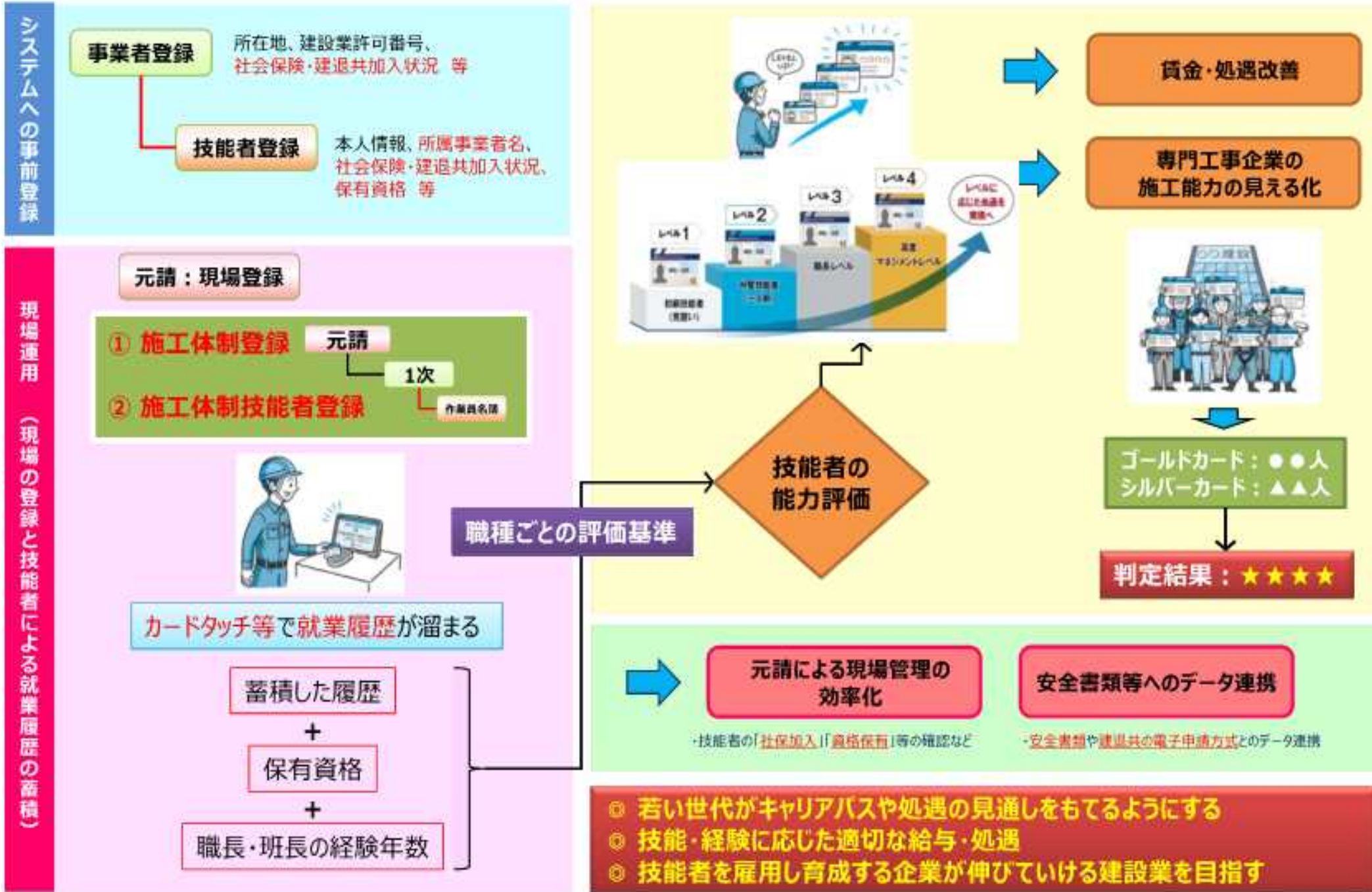
<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金



- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり(働き方改革)
- ◎ 技能者の雇用、育成に取り組む企業の成長(生産性向上)

→ **建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要**



認定登録機関・登録支援機関

認定登録機関

事業者登録・技能者登録の申請書類の受付から審査・登録まで窓口で実施（全国215箇所開設）（R4年1月11日現在）

- 書面による申請、写真付きの身分証がない申請は、認定登録機関でのみ可能
- 技能者登録は、「詳細型登録」のみの受け付けとなります



登録支援機関

会員企業等の限定された申請者を対象に、申請書類の受取りや記入補助、運営主体に代わって情報をシステムに登録（全建傘下26協会等）

一元的な情報発信の開始・充実

【国交省ホームページに「国交省CCUS関連ポータルサイト」を新設】



現場利用等の疑問にきめ細かくサポートする体制づくり

『CCUSサテライト説明会』の開催

◎2020年9月からZoomを活用したWeb説明会「サテライト説明会」を開催（開催件数2,676件、参加者数延べ6,318名）（12月末時点）

※建設業振興基金のホームページからフォームをダウンロードして申込みが可能



『CCUS認定アドバイザー』

◎CCUSの登録のほか、現場運用等に関する専門的知識を習得し、CCUS利用者に対する適切な助言等を行うことができる総合アドバイザーを認定

※現在126名（10月に第4回50名を公募、現在講習を実施。この50名を加え、45都道府県に配置し活動を本格化。）

『CCUSチャンネル』

◎ユーザーからニーズが高いCCUS概要説明や、現場運用に関する情報をはじめ、CCUSについてわかりやすく解説するコンテンツを配信



【CCUSお問合せセンター】

- 補正予算や緊急治水対策プロジェクトなどを対象に、「設計・工事連携型」の業務や工事を試行。
- 設計業務に工事施工者の視点を取り入れることにより、**施工性を考慮した設計や施工時の手戻り防止**を図る。
- 事業全体を効率的に進捗させ、施策効果の早期発現を目指す。
(北陸地整の災害復旧関連工事など工期に制約のある業務・工事で試行的に実施。)

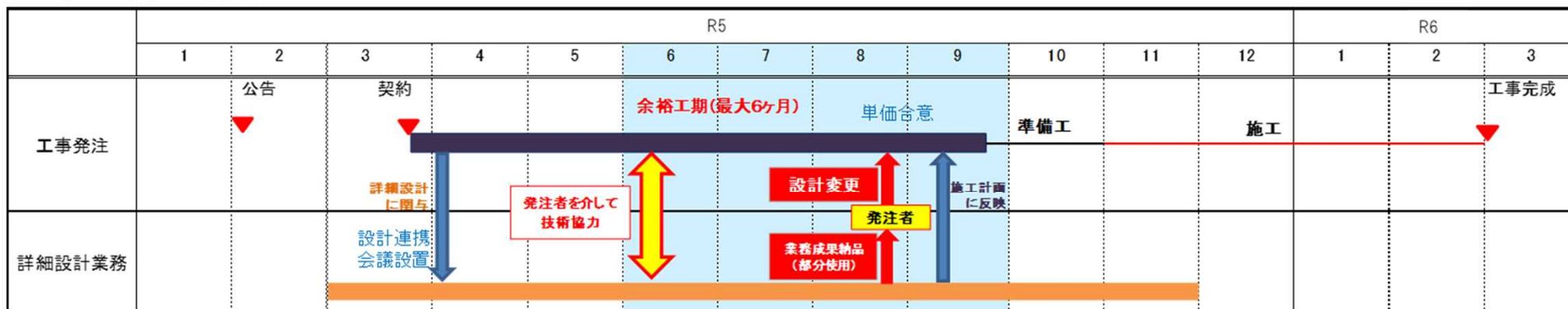
○工事受注者が詳細設計に参加することで施工性の高い設計と手戻り防止

- ⇒余裕工期付き発注により工事を早期に契約。
- ⇒工事受注者は余裕工期期間中に詳細設計業務に参加(工事連携会議を詳細設計中に何度も行うイメージ)
- ⇒**コンサルタントの設計技術力と工事施工者のもつ施工能力が連携した、施工性の高い設計、手戻りの無い設計を目指し、効率的な施工に資する。**
- ⇒併せて、設計連携会議を通じ、設計・施工に関する幅広い視野で議論することで発注者も含め技術の研鑽に努める。

○実態に合った施工方法を設計に取り入れ、より施工実態にあった設計(変更)を実施

- ⇒上記により、工事受注者の施工方法を設計に取り入れていくことで、**実態にあった積算を可能**にしていく。

工事の流れ(例)



出工期

※ 詳細設計業務との関わりは、複数の工事となる。

建設業法第26条のただし書きにより、**監理技術者補佐を専任で配置**することで、監理技術者は2件までの工事を兼務することが可能。 ※以下、建設業法第26条のただし書きを適用し兼務する監理技術者を「**特例監理技術者**」という

【目的】

計画的な事業進捗(技術者不足の解消及び不調・不落対策)

【改正建設業法施行前】

それぞれの工事で専任の監理技術者が必要

A工事



監理技術者A
(専任)

B工事



監理技術者B
(専任)



【改正建設業法施行後】

監理技術者補佐をそれぞれの工事で専任することで、2工事の兼務が可能(特例管理技術者)

A工事



監理技術者補佐a
(専任)



特例監理技術者A
(兼務)

B工事



監理技術者補佐b
(専任)

【特例監理技術者の兼務を認める要件(全て満たした場合)】

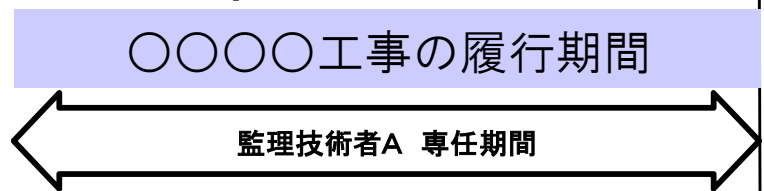
- 直轄工事の場合は、分任支出負担行為担当官工事
- 特例監理技術者が兼務可能な工事は同時に2件まで。
- 兼務する工事が、24時間体制で応急処理や巡回を含む維持工事同士ではないこと。
- 兼務する工事において、立ち会い等の職務を適切に遂行できる範囲内であること。
(一般土木C等級の競争参加資格(地域要件)に加え、各地域に隣接する市町村を含む範囲)

【監理技術者補佐の要件】 ※令和2年9月30日国土交通省告示第1057号

- ① 主任技術者の要件を満たす者のうち、一級土木施工管理技士等の第一次検定に合格した者
- ② 監理技術者の要件を満たす者

【ケース 1】

〇〇〇〇工事



【前工事の工期が延長となった場合】
 R2.10/1以前: 監理技術者が専任できないため、後工事は入札辞退
 R2.10/1以降: ケース3に移行することで入札手続きの継続が可能

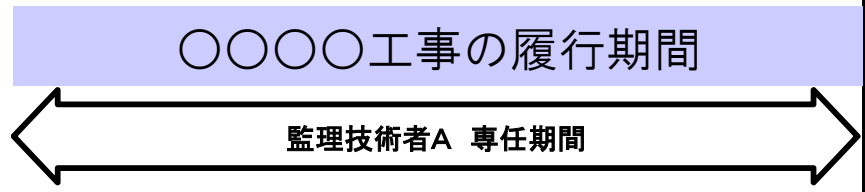
◎◎◎◎工事



● 契約締結日

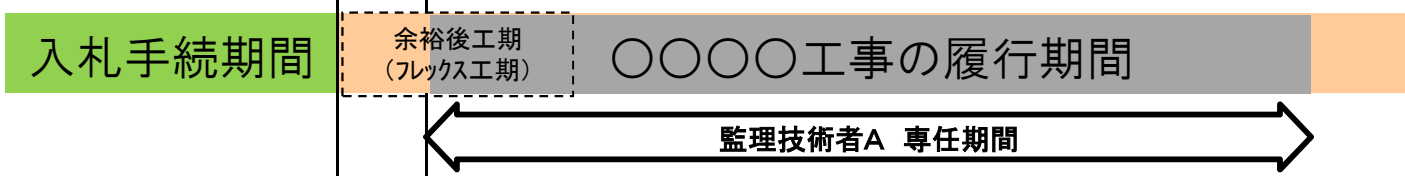
【ケース 2 : 後工事が余裕工期付き】

〇〇〇〇工事



フレックス工期においては、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。

◎◎◎◎工事

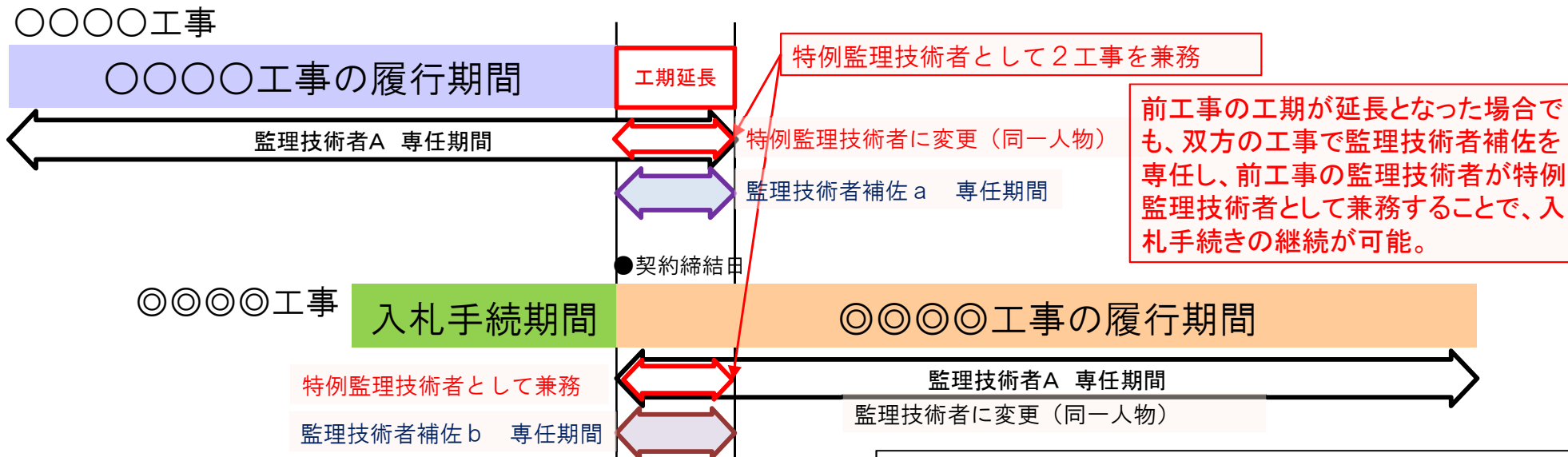


● 契約締結日

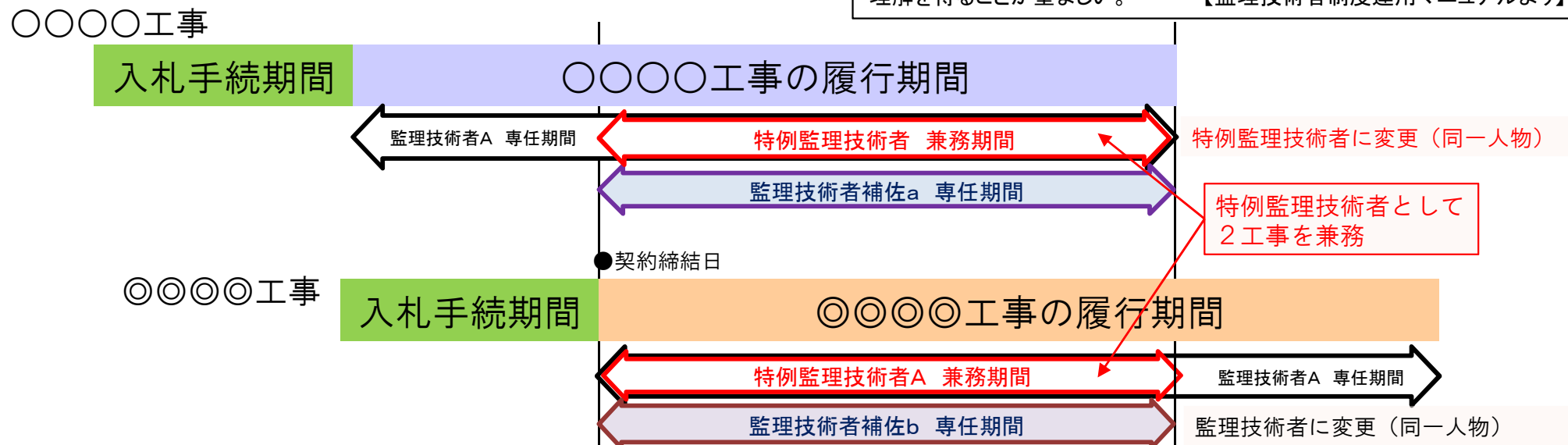
● 工事開始日

特例監理技術者の運用で想定されるケース

【ケース 3：前工事の工期延長、後工事が通常工期設定】



【ケース 4：工期が大きくラップする二つの工事】



施工体制の一斉点検について

国土交通省では、施工体制の点検要領等を定め、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の確認を行っているところですが、適正化法(平成13年4月施行)の趣旨のより一層の徹底を図るため、平成14年度より毎年工事が本格化する期間に、稼働中の国土交通省直轄工事を対象に「施工体制に関する全国一斉点検」を実施しています。



■〈全国一斉点検実施方法〉

(1)点検時期

例年、工事が本格化する10月から12月に実施[全国一斉点検期間]。

(2)点検対象工事

請負額3500万円以上(建築工事においては7000万円以上)の工事から抽出。低入札工事は重点的に点検。

(3)点検方法

抜き打ち点検とし、施工体制関係書類や工事関係書類の確認及びヒアリングにより点検

(4)点検内容

〈基本点検〉 ①監理技術者等の配置状況, ②施工体制台帳等の備え付け状況, ③下請契約の締結状況

〈一括下請点検〉 ①元請負業者の下請施工の関与状況, ②紛らわしい施工体系の点検

〈下請業者点検〉 ①下請の主任技術者の配置状況, ②下請の主任技術者へのヒアリング

■令和4年度における点検結果(全国)

全体としては概ね良好であったが、建設業法違反に該当する工事が4件あり。

○ 施工体制台帳に添付すべき書類のうち発注者との契約書の写し、及び監理技術者の雇用関係を証明できるものの写し(健康保険証等の写し)が不足。

○ 「現場内かつ公衆の見やすい場所」に掲示されているが、施工体系図が進行中の工事に合っていない(変更されていない)状況。

○ 下請負人の主任技術者の専任すべき工事を専任していない。

監督検査の適切な実施 [遠隔臨場] [遠隔臨場を活用した工事検査試行]

■建設現場における遠隔臨場

- 令和4年度より遠隔臨場を制度実装し、通信環境が確保できる現場においては**原則、全ての工事に適用**する。
- 全事務所に配備している遠隔臨場機器（スマートグラス、P C）を活用し推進

これまでの試行により、現場では様々な工夫がなされています。

①金沢河川国道事務所 R3・4能越道 小泉道路その27工事



【立会状況（現場側）】 【立会状況（監督側・画面上で想定値を確認）】

検尺ロッドを持つ人と撮影者が片方ずつワイヤレスイヤホンを着着することにより、主任監督員の指示に素早く対応出来るよう工夫を行った。



【遠隔臨場における工夫（写真右）】

②金沢河川国道事務所 R3能越道 小泉道路その24工事



【スマートフォンを
設置したi-Phone12】



【Bluetooth対応外
部スピーカー】

【立会状況（接続画面）】

スマートフォンシンバルにより通常感じる手振れ感が無く、画面確認が容易となった。

【遠隔臨場における工夫（写真右）】

■遠隔臨場を活用した工事検査の試行

- 令和4年度に実施した試行の結果を受け、『**遠隔臨場による工事検査に関する試行要領（案）**』を策定し、要領に基づいた工事検査を実施する。
- 試行対象は各種検査（完成検査等）における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目から、受発注者間の調整により合意が得られ、**適切な検査が行えると判断できる場合に適用**する。

[遠隔による工事検査の試行事例]

- 移動時間削減
- VRゴーグルを通してケーソン内部の状況や寸法、背面ブロック、減勢工鋼殻の寸法の確認については通常の実地検査とほぼ同等の検査ができた
- × 部材表面、溶接状況の確認がしにくい箇所があった



検査状況（検査官側）



寸法確認状況

- コロナ対策として有効
- 移動時間の削減、経費節減になった（受注者）
- 書類の持ち運びの労力削減（受注者）
- 同じ映像を確認できるので参加者全員が理解しやすい（受注者）
- × 通信速度により、画像や音声不安定（受注者）
- × 会議システムの慣れが必要



検査状況（受注者側）



検査状況（検査官側）

【目的】

建設業の担い手の確保・育成のため、表彰により、若手技術者のモチベーションアップを期待するとともに、表彰を通じて、技術者の技術力の向上をサポートするため、北陸地方整備局所管の工事施工において、秀でた若手技術者を表彰しています。

【表彰者】

令和4年度は令和3年度に完成した工事の現場代理人、監理(主任)技術者から35歳以下の6名、業務関係の管理(主任)技術者等で40才以下の2名を選定。

令和4年11月18日に表彰式典を開催しました。



参考：工事関係の6名の年齢21～34歳、平均27.3歳
業務関係の2名は36、39歳

- 北陸・若手技術者賞の受賞は、1技術者、1回限り(また、過去も含め、優良工事(業務)技術者表彰を受賞されている方は対象外)
- 選定は、工事関係(現場代理人、監理(主任)技術者)10名程度、業務関係(管理(主任)技術者、主任担当者)5名程度を目安に、年齢、成績等を総合的に考慮して決定